

**畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの**

指摘の背景となった費用対効果分析が適切に実施されていなかった事業に対する

国庫補助金相当額(支出) 82億8684万円

## 1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の概要等

### (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等の概要

農林水産省は、「総合的なTPP関連政策大綱」等において、畜産・酪農関係について、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を図るなどのため、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを集中的に講ずることなどとされた。

そして、同省は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱等に基づき、畜産農家等の関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大等、地域一体での取組を行う事業実施主体を支援する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等(以下「畜産クラスター事業」<sup>(注1)</sup>)を実施している。そして、同省は、畜産クラスター事業を実施するために、都道府県を通じて、又は補助金を交付して基金を造成させた公益社団法人中央畜産会(以下「基金管理団体」)<sup>(注2)</sup>から都道府県を通じて、事業実施主体に補助金を交付している。

畜産クラスター事業のうち、施設整備事業は、畜産クラスター協議会が事業実施主体となり、同協議会の構成員である畜産農家等が、地域の畜産の収益性向上に資する施設の整備等を行う取組に対して国庫補助金を交付するものである。実施要綱等によれば、施設整備事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出し、都道府県知事は、総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画を取りまとめて地方農政局長等の承認を受けることとされている。

(注1) 畜産クラスター事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業、畜産競争力強化対策整備事業、高収益型畜産体制構築事業、畜産競争力強化対策緊急整備事業、畜産収益力強化緊急支援事業

(注2) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

### (2) 施設整備事業における費用対効果分析の概要

実施要綱等によると、事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(以下「分析指針」)に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとされている。そして、当該施設の整備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること、すなわち、分析指針に定められた次の算定式により算定した投資効率が1以上であることが必要とされている。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(注3) 還元率 施設の整備等により将来発生する畜産農家等の所得増加等の効果額を現在価値に換算するための係数

(注4) 廃用損失額 事業の実施に伴い、廃棄され、又は事業目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

上記算定式のうち、年総効果額については、事業ごとに、畜産経営体所得向上効果等の効果項目の年効果額を合算して算出するものとされている。畜産経営体所得向上効果は、施設の整備等により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴い、畜産経営体の経常所得が増加する効果であり、事業実施後年間経常所得額から事業実施前年間経常所得額を差し引いたものとなっている。また、年間経常所得額は、畜産経営体の年間の収入から費用を差し引いた額となっている。

費用のうち減価償却費については、取得価額から国庫補助金の範囲内で減額した固定資産額を基に算出(以下「圧縮」)した額を計上する方法が税法上及び企業会計上認められているが、同省では、費用対効果分析の際には、圧縮を行うことなく、取得価額を基に償却率を乗ずるなどして減価償却費を算出することとしている。その理由について同省は、圧縮を行った場合には、圧縮を行わなかった場合と比較して減価償却費が減少することにより事業実施後年間経常所得額が増加し、国庫補助金収入という、畜産物生産量の増加等に伴うものではない副次的収入の効果を畜産経営体所得向上効果に含めることになるため、適切ではないことなどとしている。

## 2 検査の結果

<sup>(注5)</sup> 12県管内の44事業実施主体において、平成26年度から令和元年度までの間に費用対効果分析を行い施設整備事業を実施した118事業(補助対象事業費計240億6864万円、国庫補助金計103億1621万円)を対象として検査した。

<sup>(注6)</sup> 検査の対象とした12県管内の118事業のうち、同省から11県を通じて、又は基金管理団体から<sup>(注7)</sup> 9県を通じて補助金の交付を受けて、29事業実施主体が実施した57事業(補助対象事業費相当額計189億8872万円、国庫補助金相当額計82億8684万円)において、費用対効果分析の実施に当たり、施設整備事業で整備した施設等の減価償却費について、51事業(補助対象事業費相当額178億7093万円、国庫補助金相当額77億9526万円)は圧縮を行うなどしていたり、6事業(補助対象事業費相当額11億1778万円、国庫補助金相当額4億9157万円)は減価償却費を計上していなかったりしていた結果、いずれも減価償却費を過小に計上していたため、投資効率が過大に算定されていた。そして、これらの施設等に係る減価償却費について、圧縮を行わないこととするなどして投資効率を試算すると31事業で1を下回る結果となっていた。

このように、費用対効果分析に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について、圧縮を行って計上するなどした結果、投資効率が過大に算定されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注5) 12県 秋田、神奈川、三重、奈良、岡山、山口、香川、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(注6) 11県 秋田、神奈川、三重、奈良、岡山、山口、香川、福岡、熊本、宮崎、鹿児島各県

(注7) 9県 秋田、神奈川、奈良、香川、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

## 3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、2年9月に、都道府県に通知を発するなどして、施設整備事業の費用対効果分析における減価償却費について、圧縮を行わず、施設等の取得価額に償却率を乗ずるなどして算出し計上するよう、畜産クラスター関連事業Q&Aにおいて明示するなどするとともに、費用対効果分析における減価償却費の計上方法等について周知徹底を図るよう指導したり、費用対効果分析の内容の精査等、本事業の適切な実施について指導したりするなどの処置を講じた。